

第4章 重点整備地区の区域と特定経路の設定

1. 重点整備地区の区域の考え方

重点整備地区の区域は、特定旅客施設を中心として、高齢者、身体障害者等が通常徒歩で移動する概ね500m～1kmの範囲において、主要施設の分布状況等を勘案して設定します。

2. 特定経路の考え方

重点整備地区内の主要施設を結ぶ経路について、次の考え方により特定経路・準特定経路を位置づけます。

(1) 特定経路・準特定経路の考え方

重点整備地区において、特定旅客施設から主要施設へ移動するためのアクセス経路として“まちの移動軸”を設定し、“まちの移動軸”を形成する道路を特定経路、準特定経路に位置づけます。

(2) 特定経路と準特定経路の区分

特定旅客施設から主要施設へのアクセス経路として重要な経路を特定経路に設定し、段差、勾配の改善をはじめとするバリアフリー化事業を重点的に実施します。

また、道路幅員や地形的な要因により、目標年度(平成22年度)までにバリアフリー基準を満たせないため特定経路として選定できないが、中長期的にバリアフリー基準に近づくように整備を進める道路を準特定経路に設定します。

3. 重点整備地区の区域及び特定経路・準特定経路の設定

枚方市では、以上の考え方に基づいて、重点整備地区の区域及び特定経路・準特定経路を次のように設定します。

(1) 樟葉駅及び周辺地区

< 区域 >

樟葉駅を中心に淀川に接する駅西側を除いた東側のうち、主要施設の分布する半径約 500m の区域を重点整備地区に設定します。

区域には、北部支所、楠葉公民館・図書館などの公共施設やその周辺の主要施設、また、駅周辺のくずはモール街や大阪歯科大学などの施設を含むものとします。

< 特定経路 >

樟葉駅東側の駅前広場の歩道、くずはモール街周辺の回遊エリアにある道路、また、この回遊エリアから東・南の主要施設へのアクセス軸となる道路を特定経路とします。

(2) 枚方市駅・枚方公園駅及び周辺地区

< 区域 >

枚方市駅を中心に主要施設の分布する半径約 1 km の区域、及び隣接する枚方公園駅中心に主要施設の分布する半径約 500m の区域を重点整備地区に設定します。

区域には、ひらかた水辺公園、ひらかたパークなどの公園・レクリエーション施設、歴史街道、関西医科大学病院、ラポールひらかた、また、枚方市駅周辺のピオルネ、枚方近鉄百貨店、枚方三越、イズミヤなどの商業施設、また、枚方市役所、枚方市民会館、枚方税務署、枚方警察署、枚方市民病院などの公共施設などを含むものとします。

< 特定経路・準特定経路 >

枚方市駅南北の駅前広場歩道、駅周辺の回遊や施設連携軸にある道路、また、歴史街道軸、ひらかた水辺公園へのアクセス軸となる道路と、これらと主要施設とを結ぶアクセス軸となる道路を、道路条件などに応じて特定経路又は準特定経路とします。

(3) 長尾駅・藤阪駅及び周辺地区

< 区域 >

長尾駅を中心に主要施設の分布する半径約 1 km の区域及び、隣接する藤阪駅中心に主要施設の分布する半径約 1 km の区域を重点整備地区に設定します。

区域には、王仁公園、山田池公園などの公園・レクリエーション施設、菅原公民館・図書館、京阪奈病院などの医療・福祉施設や旧田中家民俗資料館、枚方津田高校、津田支所、津田公民館・図書館などの主要施設を含むものとします。

< 特定経路・準特定経路 >

長尾・藤阪両駅から周辺の主要施設へのアクセス軸となる経路を特定経路・準特定経路に設定します。

長尾駅では、橋上化計画にあわせて東側に計画されている駅前広場及びアクセスとなる道路を準特定経路に設定します。